

=====
困難な状況におかれている学生等が利用可能な制度等
=====

① 高等教育の修学支援新制度 【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】

[概要]

住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。

通常、前年度の課税標準額により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。

家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用（令和2年度1回目は4月～6月）に申し込むことができます。対象となりそうかどうかは、進学資金シミュレーターで確認することができます。

[申し込み時期]

在学採用（令和2年度1回目は4月～6月）、家計急変の採用（随時）

[申し込み先]

学生サポートセンター 奨学金担当（大学等を通じて日本学生支援機構に申し込みを行います）

[問い合わせ先]

学生サポートセンター 奨学金担当

※詳細は日本学生支援機構奨学金相談センター（TEL：0570-666-301）まで

② 日本学生支援機構の貸与型奨学金 【幅広い世帯の方】 ※随時更新

[概要]

日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与額は選択可能です。

通常、前年度の収入金額等により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。

家計急変の対象とならない方についても、在学採用（4月～6月）に申し込むことで支援が受けられます。

第一種奨学金は月額2～6.4万円（自宅・自宅外、学校種ごとで貸与月額は異なります）。第二種奨学金は月額2～12万円（貸与利率：[利率見直し方式]0.002%、[利率固定方式]0.070%（令和2年3月貸与終了者の場合）から貸与金額を選択できます。

新制度よりも幅広い所得の世帯の方が対象となり、対象となるかどうかの見込みは、進学資金シミュレーターで確認することができます。

なお、入学時に、希望により入学後第一回目の振込時にまとまった金額（10万円～50万円）の貸与（入学時特別増額）を申請することもできます。

更に、今般、アルバイト収入の大幅減少により修学が困難になっている学生等が緊急的に新たに奨学金の貸与を希望する場合に、実質無利子で貸し付けを行う「緊急特別無利子貸与型奨学金」を創設し、一定期間（令和3年3月末まで）支援することとなりました。

[申し込み時期]

- ・在学採用（4月～6月）
- ・家計急変の採用（随時）
- ・緊急特別無利子貸与型奨学金の採用（2020年6月25日～2020年6月30日）

[詳細]

- ・「緊急特別無利子貸与型奨学金」申請について

<https://www.cyber-u.ac.jp/information/y200622.html>

[申し込み先]

学生サポートセンター 奨学金担当（各大学を通じて日本学生支援機構に申し込みを行います）

[問い合わせ先]

学生サポートセンター 奨学金担当

※詳細は日本学生支援機構奨学金相談センター（TEL：0570-666-301）まで

③ 本学独自の授業料等減免等

[概要]

新型コロナウイルス感染症拡大などの影響による家計急変で修学に困難が生じている学生に対し、本学におきましても、学業継続支援として授業料の一部免除を実施しますのでお知らせします。

なお、本支援策につきましては、18歳～24歳までの若年層に限定した内容となっておりますのであらかじめご了承ください。

[対象者]

下記応募条件を満たす方を本学にてあらかじめ選定し、本学からメールにて通知を行います。

す。メールを受信された学生はメールの記載内容に沿って申請手続きをお願いします。

[応募条件]

- ①新型コロナウイルス等により家計急変状態であること。
- ②2020年度春学期時点で24歳以下の正科生（一般入学・編入学）であること。
- ③2020年度春学期時点で標準修業年限内で卒業可能なペースで単位修得（修得見込含む）していること。
- ④翌学期（2020年度秋学期）に16単位以上履修すること。（卒業要件の残単位数が16単位未満の場合を除く）
- ⑤GPAが3.0以上（通算）であること。
※新入生は募集期の成績、新入生以外は募集期前までの成績にて評価する。
- ⑥募集開始前までに日本学生支援機構（以下 JASSO と記載）の奨学金（給付型・貸与型）もしくは学生支援緊急給付金の認定を受けていること。
- ⑦新入生は募集期時点で高等教育修学支援新制度の認定を受けていること。

[申し込み時期]

2020年8月4日（火）～2020年8月13日（木）まで

※期限を過ぎた場合は申請をお受けできませんので、希望される方は期限内に申請をお願いします。

[授業料免除対象学期]

2020年度秋学期に履修した科目の授業料（21,000円×履修単位数）を一部免除。

[授業料免除金額]

「年間想定授業料672,000円（32単位相当）」から「日本学生支援機構による奨学金・経済支援金の適用金額」を差し引いた金額の半額（半期分）。

※日本学生支援機構による奨学金や経済支援金が年間想定授業料を上回った場合は、減免措置はありません。減免金額は履修した単位数相当を上限とします。

[問い合わせ先]

サイバー大学 学生サポートセンター

電話：0120-945-985（固定電話専用番号） / 03-6895-0439（携帯電話からはこちら）

受付時間：10時～19時（土日・祝日除く）

メール：g-support@cyber-u.ac.jp

※メールにてお問い合わせをいただく際は、【氏名】・【連絡先電話番号】をメール本文へ添えてお問い合わせください。

④ 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』【家庭から自立しアルバイト収入減】

[概要]

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、10万円（住民税非課税世帯の場合は20万円）を日本学生支援機構から給付します。家庭から自立してアルバイト等により学費等を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を設定していますが、最終的には、大学等が学生等の自己申告状況等に基づき総合的に判断を行うこととなります。

[申し込み時期]

2020年5月25日（月）～2020年6月5日（金）

[詳細]

<https://www.cyber-u.ac.jp/information/y200525.html>

⑤ 自治体独自の奨学金や民間奨学金等【制度等により異なる】

[概要]

自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もあります。

また、民間の奨学金についても申し込みが可能な場合もあります。

※こうした支援については、日本学生支援機構のWebページ（[こちら](#)）でも一部紹介しています。

[問い合わせ先]

自治体の奨学金等：各自治体の窓口

民間の奨学金について：実施団体

=====

修学支援以外の制度のうち経済的に困難な場合に活用できる制度等

=====

⑥ 生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付）【幅広い世帯の方】

[概要]

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯が対象となる制度です。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

[申し込み時期]

随時

[問い合わせ先]

お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）、郵便局
個人向け緊急小口資金、総合支援資金相談コールセンター（TEL：0120-46-1999）

受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

紹介動画：<https://www.youtube.com/watch?v=LQN4db75jLU>

※緊急小口資金のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、月15万円以内（単身世帯の場合）を貸付上限額とした無利子の貸付を行う総合支援資金があります。

⑦ 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

[概要]

低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、月額6.5万円以内（大学の場合）を無利子で貸付を行う制度です。

また、入学に際し必要な経費について、50万円以内の貸付も行っています。

[申し込み時期]

随時

[問い合わせ先]

お住まいの市区町村の社会福祉協議会

⑧ 母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

[概要]

母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・59万円以内（私立大学の場合）、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月14.6万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。

[申し込み時期]

随時

[問い合わせ先]

お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

⑨ 住居確保給付金 【独立生計・収入減の方】

[概要]

離職・廃業後2年以内又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方（※）に家賃相当額（住宅扶助特別基準額が上限）を自治体から家主へ支給することで支援する制度です。

※学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていませんが、世帯生計を維持している（専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等）ことや求職活動などの支給要件に該当する方は支給対象になる場合があります。

[申し込み時期]

随時

[問い合わせ先]

お住まいの都道府県・市・区等の自立相談支援機関

住居確保給付金相談コールセンター（TEL：0120-23-5572）

=====

その他の支援制度

=====

⑩ 特別定額給付金（総務省）【住民基本台帳に記録されている方】

[概要]

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。

申請は、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により、世帯主が郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座へ振込まれます。

なお、海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、

住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者とする事とされています。

[申し込み時期]

市区町村により決定された郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

[問い合わせ先]

特別定額給付金コールセンター（TEL：0120-260020）

※フリーダイヤル応答時間帯：平日、休日問わず 9:00～18:30

⑪ 日本政策金融公庫の教育ローン 【幅広い世帯の方】

[概要]

大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内の貸付を行うもの。利息は年1.70%(固定金利)です。

[申し込み時期]

随時

[問い合わせ先]

日本政策金融公庫 (<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>)

⑫ 雇用調整助成金の特例措置 【事業主】

[概要]

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が、休業手当を払う場合、学生アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例。

※現時点での主なものを掲載しており、関係省庁の施策を含め、今後随時更新していきます。

※困難な状況に置かれている学生等が利用可能な主な制度について、文部科学省より案内のあったものを掲載しています。関係省庁の施策を含め、今後随時更新していきます。